

議案第44号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(災害危険区域内における建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地について、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。以下同じ。）の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険への対策が行われている場合
- (2) 建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当することにより当該災害危険区域の指定の理由となった危険に対応する場合
- (3) その他特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合

(災害危険区域内における建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(がけ付近の建築物)

第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 当該がけについて、急傾斜地崩壊防止工事が施工されている場合

(2) 建築物を建築基準法施行令第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築し、又は同条ただし書の場合に該当する場合

(がけ付近の建築物)

第4条 高さが2メートルを超えるがけ（傾斜度が30度以上である土地をいう。以下同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合（災害危険区域内において住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。）において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内であるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、特定行政庁（法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) その他特定行政庁が建築物の構造若しくはがけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認定した場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

2 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
略		略	
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以	略	7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以	略

下「移転建築物等」という。)に代わる建築物等を建設する目的

(1) 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条第1項各号に定める区域内に所在すること。

(2)~(5) 略

略

下「移転建築物等」という。)に代わる建築物等を建設する目的

(1) 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。

(2)~(5) 略

略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日に行った改正前の鳥取県建築基準法施行条例第3条ただし書の許可又は同条例第4条ただし書の認定の申請に係る建築物の建築については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。